

生活排水処理基本計画

基本理念

水質改善のために生活排水の適正処理を推進し、衛生的で快適な生活環境を確保するとともに、蛍や淡水魚などをはじめとする多様な水生生物の生息が可能な川であり続けることを目指します。

計画の目標

項目	現 状	中間年度	目標年度
	令和4年度 (2022年度)	令和10年度 (2028年度)	令和20年度 (2038年度)
生活排水処理率	60.1%	68.9%	89.4%

主な施策

生活排水対策の基本として、水質保全に関する普及啓発と共に、生活排水の処理施設を随時整備していくこととします。

公共下水道の整備

コミュニティ・プラントは、公共下水道への統合に向けた整備を進める

集合処理区域内において、未接続世帯の解消により接続率の増加を図る

個別処理区域において、合併処理浄化槽の設置奨励を行い、普及拡大に努める

生活雑排水の適正処理を進めるため、合併処理浄化槽の設置や転換の普及を行う

計画の推進

本計画の推進には、市民・事業者・行政の協働が必要です。廃棄物減量等推進審議会によって進捗状況の管理と長期的展望に立ったシステムの選択を行い、「計画」(Plan)・「実行」(Do)・「評価」(Check)・「見直し」(Action)のいわゆるPDCAサイクルで継続的に本計画の点検・見直し・評価を実施します。



瑞穂市役所 環境課
住所 〒501-0392
岐阜県瑞穂市宮田300番地2
電話 058-327-4127



瑞穂市マスコットキャラクター
かぎりん



瑞穂市 一般廃棄物処理基本計画

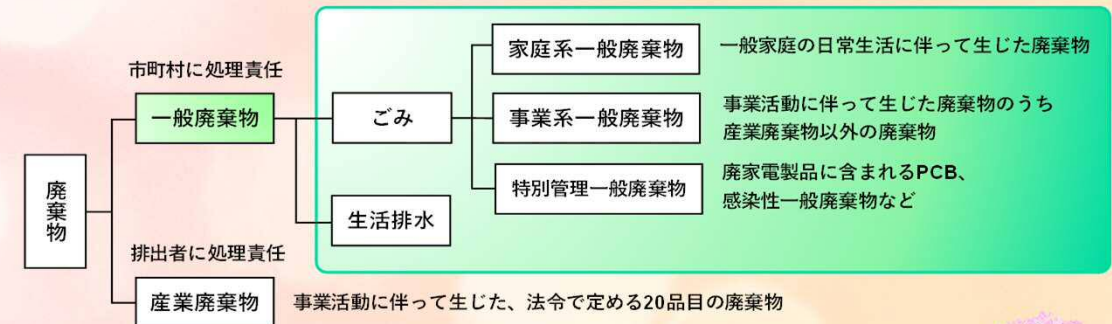
概要版

一般廃棄物処理基本計画とは

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により策定する計画で、前計画を発展させ、一層のごみ減量・再資源化の実現を目的とした計画です。

計画で扱う廃棄物の範囲

廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、処理において市町村が統括的な責任を有する一般廃棄物を本計画の範囲とします。



計画の期間

本計画は、全体で令和6（2024）年度から令和20（2038）年度の15年間とし、概ね5年ごとに中間目標を立て、見直しを行います。なお、社会経済情勢に変動があった場合や、国や岐阜県における方針の変更等、計画の前提となる諸条件に大きな変更が生じた場合にはその都度見直しを行います。



一般廃棄物処理基本計画

前計画の評価と課題

1人1日あたりごみ総排出量及び1人1日家庭系ごみ排出量は、目標値だけでなく、平成29（2017）年度の実績も上回っています。これは、令和2（2020）年度からのコロナ禍の影響により、家庭で過ごす時間が増えたことで、家庭から出るごみが増えたことによるものだと考えられます。民間回収を含めたりサイクル率は、目標値を達成しています。

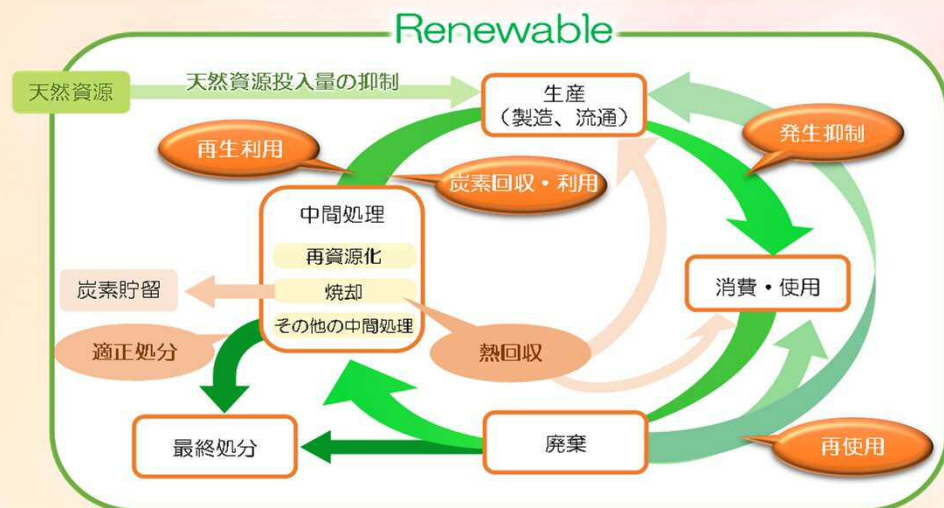
項目	基準値		実績値		目標値	達成状況
	平成19年度 (2007)	平成24年度 (2012)	平成29年度 (2017)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	
1人1日あたりごみ総排出量	926 g	746 g	697 g (約25%削減)	724 g (約22%削減)	670 g (27%削減)	×
1人1日家庭系ゴミ排出量	[425 g]	[370 g]	370 g	382 g (3.2%増加)	350 g (H29から20 g 削減)	×
事業系ごみ排出量	[6,130 t]	[5,518 t]	5,247 t	5,099t (148t 削減)	4,847 t (H29から400 t 削減)	×
リサイクル率	16.8%	19.1%	17.1% (0.3%増加)	20.1% 30.4%	30%	○
生活排水処理率	49.5%	49.5%	56.1% (6.6%増加)	60.1% (約11%増加)	61.2% (約12%増加)	△

「脱炭素社会・循環経済」のための取組が必要であり、市民・事業者・行政の3者が協力・連携して実現していくことが求められています。

そのため、以下の廃棄物処理の優先順位を心がけ、環境への負荷が出来る限り低減される「脱炭素社会・循環経済」の構築を目指していくものとします。

基本方針

- 1：できる限り廃棄物を出さない(発生抑制: Reduce)
- 2：同じ形状のまま再利用する(再利用: Reuse)
- 3：物質として再資源化し、再生品を優先利用する...(再生利用: Material Recycle)
CO₂を回収・貯留し、利用する(炭素回収・利用)
- 4：エネルギーを回収して利用する(熱回収: Thermal Recycle)
- 5：やむを得ず排出される廃棄物は適正に処理する...(適正処理)



数値目標

項目	現状	中間年度	目標年度
	令和4年度 (2022年度)	令和10年度 (2028年度)	令和20年度 (2038年度)
1人1日あたり家庭ごみ排出量	382 g/人・日	370 g/人・日	351 g/人・日
1年あたり事業系ごみ排出量	5,099 t/年	4,949 t/年	4,588 t/年

目標達成のための施策

「発生抑制のための取組」、「資源化のための取組」、「適正処理のための取組」を3つの基本施策とし、18の具体的な施策を進めていきます。

発生抑制

ごみとして処分する量を減らします。
可燃ごみの中に含まれている資源を分別しやすい環境をつくります。

資源化

ごみについて関心をもたれるよう、広報と啓発に力を入れます。

適正処理

不法投棄への対策を強化し、分別を徹底することで適正な処理を推進していきます。
ごみを出すことが困難な方へのサポートも検討していきます。

項目	施策
発生抑制	小・中学生にごみに関する学習機会の提供
	家庭での生ごみの減量化などの推進
	【新規】食品ロス削減の啓発
	フリーマーケット等を通じたごみにしない取組の推進
	ごみ分別の手引きやホームページで分別方法等、わかりやすい情報の提供
	廃棄物減量等推進員と連携した啓発
資源化	【新規】脱炭素のための取組の啓発
	事業系ごみの減量について、広報やホームページで情報提供や啓発を実施
	多量排出事業者に対する減量化の啓発
	粗大ごみと資源ごみの持込拠点を整備し、運用方法の見直し
	【新規】製品プラスチックの分別開始
	民間回収ルートによる資源化量の把握
適正処理	子ども会・PTAや自治会などによる集団回収の促進
	可燃ごみ組成調査の実施
	【新規】新たな資源化品目の研究
	空き容器回収機設置場所の見直し
適正処理	高齢者、障がい者世帯に対するふれあい収集の検討
	市の事務・事業におけるグリーン購入・契約の推進

